

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 6 年能登半島地震における緊急作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 東 佑亮 高山市上岡本町 7 丁目 4 2 5 番地
契 約 締 結 日	令和 6 年 2 月 2 9 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社イビソク 岐阜県大垣市築捨町三丁目 1 0 2 番地
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3, 3 7 7, 0 0 0 - (月額)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3, 3 7 7, 0 0 0 - (月額)
随意契約によることとした理由	令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に伴い、各所で道路寸断されたことによって国道 2 4 9 号で交通渋滞が発生したことから、道路利用者への情報提供や、復旧作業にあたる関係各所の車両の統制のため、交通量等を把握する必要性が生じた。 しかし、災害に伴う被害確認や復旧作業等の業務によって北陸地方整備局の処理能力が逼迫していたことから、中部地方整備局が業務補助の要請を受け、可搬式交通量測定機を保有している高山国道事務所に対して、令和 6 年 1 月 5 日から測定作業を実施するよう指示があったものである。 以上のとおり、緊急的に作業を開始する必要性が生じたものであるが、本作業にあたっては使用機器の取り扱い方法を熟知している必要がある。 上記業者は、令和 5 年 1 2 月 2 2 日をもって完了した「令和 5 年度 飛騨地域交通量調査業務」の受注者であり、この業務の中で当該機器を使用していることから、取り扱い方法を熟知しており、作業についても対応可能であるとの承諾を得られたことから、随意契約を行うものである。 〈適用法令〉 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
備 考	